

長岡市公告第133号

電算処理帳票の出力及び事後処理業務の実施について（公告）
簡易評価型プロポーザル方式による業務を実施するので、次のとおり公告します。

令和2年5月18日

長岡市長 磯田 達伸

1 実施方法

今回実施する簡易評価型プロポーザル方式による業務は、電算処理帳票の出力及び事後処理業務について参加者に提案を求め、その内容を評価し、最も優れた提案をした者と随意契約の締結交渉をするものです。

2 業務内容

- (1) 業務名 電算処理帳票の出力及び事後処理業務
- (2) 業務内容 本業務は、別に定める電算処理帳票の出力及び事後処理業務にかかる調達仕様書のとおりとする。
- (3) 契約期間 本業務の履行期間は、次のとおりとする。
契約締結日から令和7年9月30日まで

3 参加資格要件

このプロポーザルに参加しようとする者は、次の全ての要件に該当する者であることを要します。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (2) 公告の日において、本市から入札参加資格に係る指名停止を受けていないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。ただし、更生手続開始の決定又は再生計画の認可の決定が公告日以前になされている場合は、この限りではない。
- (4) 参加者（個人である場合はその者）又は参加者の役員等（支店又は営業所の代表者その他これらと同等の責任を有する者を含む。）が、本市の暴力団排除条例に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に批難されるべき関係を有するものでないこと。
- (5) プライバシーマーク又はISMS認証（ISO/IEC27001）を取得していること。
- (6) 長岡市内に本店又は支店を有すること。
- (7) 複数者共同で提案に参加する場合は、共同提案の代表者は上記（1）から（6）までの要件を全て満たし、代表者以外の者は上記（1）から（4）までの要件を全て満

たしていること。

4 参加表明書の提出について

このプロポーザルに参加を希望する者は、次のとおり書類を提出してください。

- (1) 提出書類 参加表明書
- (2) 提出期限 令和2年5月25日（月曜日）午後4時まで（必着）
- (3) 提出方法 持参すること。
- (4) 提出先 長岡市総務部情報システム管理課
〒940-0084
長岡市幸町2丁目1番1号 さいわいプラザ5階
電話：0258-39-2205
電子メール：joshisu@city.nagaoka.lg.jp

5 質問書の受付及び回答について

4により参加表明書を提出した者は、次のとおり質問することができます。

- (1) 提出書類 質問書（様式2）
- (2) 提出期限 令和2年5月29日（金曜日）午後3時まで（必着）
- (3) 提出方法 電子メール（着信を必ず確認すること。）
- (4) 提出先 4に同じ
- (5) その他 提出された質問に対しては、令和2年6月2日（火曜日）までに、参加表明書を提出した者全員に質問者名を伏した形式で電子メールにより回答します。

6 提案書の提出について

4により参加表明書を提出した者は、次のとおり提案書を提出してください。

- (1) 提出期限 令和2年6月8日（月曜日）午後4時まで（必着）
- (2) 提出方法 持参すること。
- (3) 提出先 4に同じ

7 選考方法

本市職員が、次の全ての要件に該当する者の中から、提案書の内容及び見積金額により総合的に選考し、最優秀者を決定します。

- (1) 提案書の記述が、本市の要求を満たしており、履行期間内に全て実施できるものであること。
- (2) 見積金額が、提案上限金額を超えていないこと。
- (3) 本市の意向に合致しており、今後連携して業務の実施が可能であると見込まれること。

8 選考結果通知

- (1) 選考結果は、参加者全員へ通知します。

- (2) 不採用の通知を受けた者は、通知を受けた日から起算して7日以内（日曜日及び土曜日を除く。）にその理由の説明を書面で求めることができます。

9 留意事項

- (1) 本プロポーザルに参加するための一切の経費は、全て参加者の負担とします。
- (2) 提出された企画提案書等は返却せず本市の所有とし、組織内で複製した上で業務に使用する場合がありますが、参加者に断りなく、他自治体や他社に公開しません。
- (3) 本市から提示した本プロポーザルに関する資料を、本業務企画提案以外の目的で使用することを禁止します。
- (4) 審査等に対する疑義等の申立ては、受け付けません。
- (5) 電子メール等の通信事故については、本市はいかなる責任を負いません。
- (6) 提案書等に虚偽の記載をした場合は、本市における指名停止処分を講じる場合があります。